

仕の段、訴人有之由申聞候所、會て承引不仕候故、妻子召出し誓置をも見せ候得ば、其上にて有體に申上。七三郎御免の儀申渡といへども、喜ぶ躰も無之、父長右衛門儀右樹其分に仕置候段、不届に候へ共、七三郎神妙大切の志に付、長右衛門も出半被仰付の旨申渡候所、雖有旨を申候て涕泣に及申候。此儀委曲違公聽、十月廿一日至孝の志、爲御褒美永代貳人扶持被下、當座に黄金十兩被下之候。長右衛門儀急度可被仰付候得共、七三郎孝行の志御感に付御免、七三郎へ御預被成候旨被仰出、同廿四日於公事場申渡、公事場奉行・郡奉行等、七三郎召連れ越後屋敷へ罷出候。年寄中不殘式藏迄出向、七三郎は玄關板の間に拜伏いたし候。

一、菅家親筆の論語

或云。春日宮の神庫に、菅家親筆の論語二軸あり。後醍醐帝より寄附せられ、藤の信房・藤房の奥書にて納る。菅家の眞跡は是を以て證據とすべしと云。

一、天主教渡來の事

天主教の事日本にて天主教又は福利文、明の隆慶萬曆の頃、西樺の利瑪竇と云南蠻人渡來し、浙江府の内に閑地ありければ、

一字を造り學問し、蕃語を漢字に譯し、天主實義・崎人十書友論など云書を作り、人を誘誑しければ、年月を経て其法を信する者多くなりけり。又龐迪我と云南蠻人、其徒數十人相伴ひ來て、利瑪竇に従ひ居て、七克書など云書を作り、愚民に金銀財寶を授て、徒を結ぶ媒とす。日本にては豊後の大友宗麟始て信仰すと云。武經大成卷第二十五

一、朝鮮國使節の來聘

國初慶長十二年正月朝鮮王來聘。呂祐吉・慶運・丁好寬の三使宗義智同道し、三月京師に來る。東照宮の命にて先づ江戸へ赴かしむ。五月六日禮接あり。

朝鮮國王李昫 奉書

日本國王 殿下

交隣府道自古而然。二百年來海波不揚。何莫非

天朝之賜。而敝邦又何負於

貴國也哉。壬辰之變無故而動兵。構禍極慘。而及先王

丘墓。敝邦君臣痛心。

貴國共載一天。六七年來。馬島雖以和事爲請。實敝邦所耻。承聞今者。

貴國改前代之非行。舊交之道苟如斯。則豈非兩國生靈之

福也。故馳使使。以爲和交之驗。不腆土宜具載別幅。統

希盛亮不宣。

萬曆三十五年五月 日

朝鮮國王李

右の御返簡は、相國寺西笑長老と云者裁せるよし。

日本國 源秀忠 奉復

朝鮮國王殿下

玉章落手拜披。薰讀卷舒勿措。不勝歡悰。矧又呂祐吉・

慶運・丁好寬之三使。不遠千里海陸。到敝邦而傳。

靈區之異産。如別幅所載件件納受。懇情益切。感愧交加。

夫吾邦於

貴國。結隣盟者。所從來太久矣。今也要脩舊交。敝邦又

何存疎志乎。勢利之交古人所羞。只宜以信義爲心也。

維時綠竹風靜。黃梅雨晴。伏冀順序保壽。不宣。

龍集丁未夏五月 日

日本國源 秀忠

右西笑が書、實に國書の體を失ふ。愚を以て觀之猶然り。

彼土の人士實に不堪大噓。

一、我國の紙に三品ある事

吾國の紙三品ある事、曰く、楮紙・檀紙・麻紙なり。楮穀の紙は今世俗通用の紙にて普く知之。檀紙は秦皮紙也。秦皮の一名石檀といへるに因也。秦皮は賀州にて、たんこの木と云是也。然るを檀紙を以藟紙とするは誤る。藟紙は高麗の紙の一種也。又秦皮を斐皮に作る者あり。是は秦斐、古へ草體近似す故に誤る。麻紙は今の鳥の子紙也。延喜式典藥寮の下に紙品の事あり。可考。白石稿

一、吾國に朝鮮本殘缺の傳る所以

吾國に朝鮮本の書籍、多く殘缺して遺るゆゑんは、壬申の役に加藤清正、大船三艘に積て肥後州へ傳致せるに因て也。其故は甲州武内晴信の醫師に、板垣法印といふあり。晴信死し、勝頼敗亡の後板垣氏、清正に奉仕し寵幸を得て、祿千石を食て肥後にありけり。朝鮮の役方に起るに及て、清正、板垣に語て曰。某三軍の司命と成て海外に赴く。生て本國に還る事あるべからず。異域の鬼と成べし。生前に於て一つの遺念あり。女子三輩ありて皆幼穉なり。そのお